

地方公共団体の基幹業務システムの の統一・標準化について

2021年12月

デジタル庁

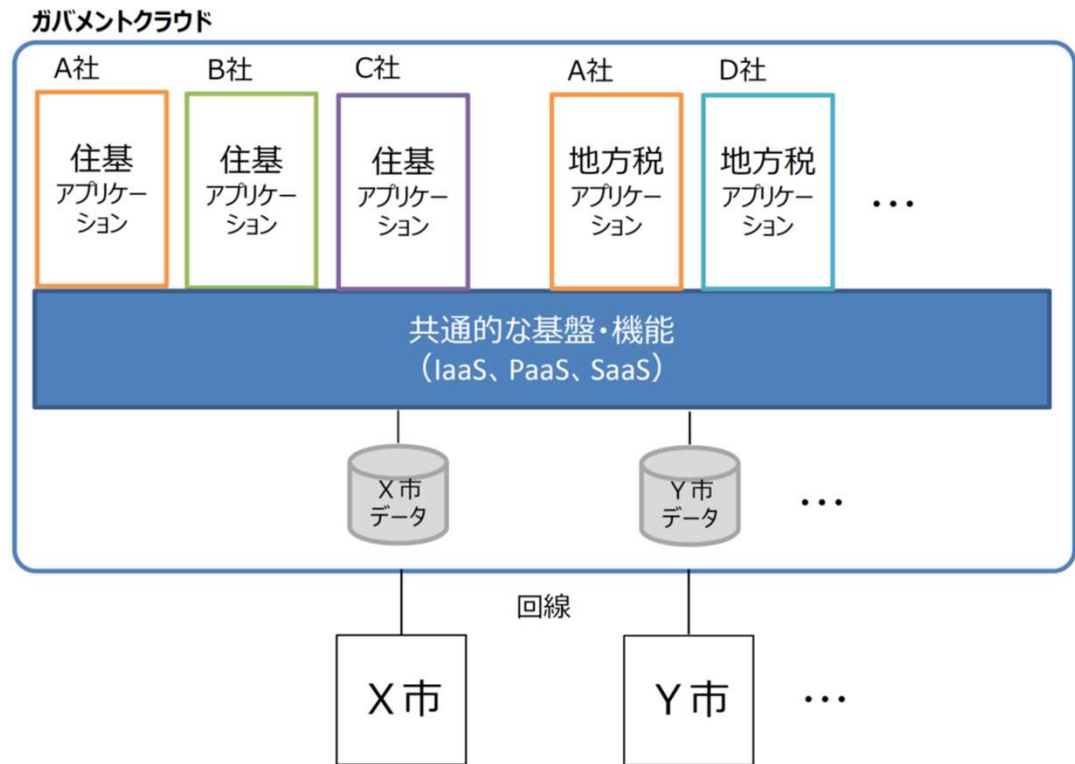
地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

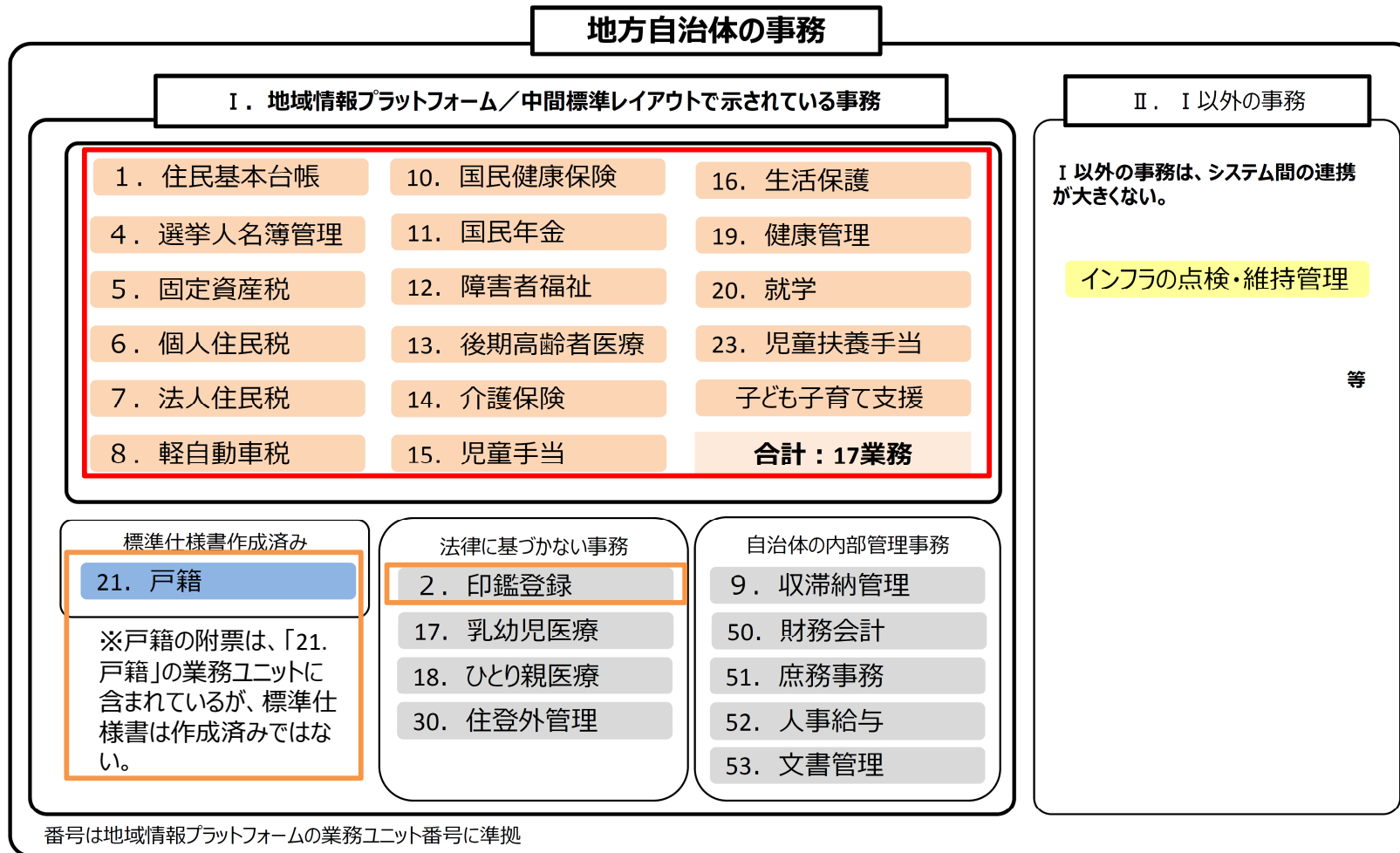
具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。



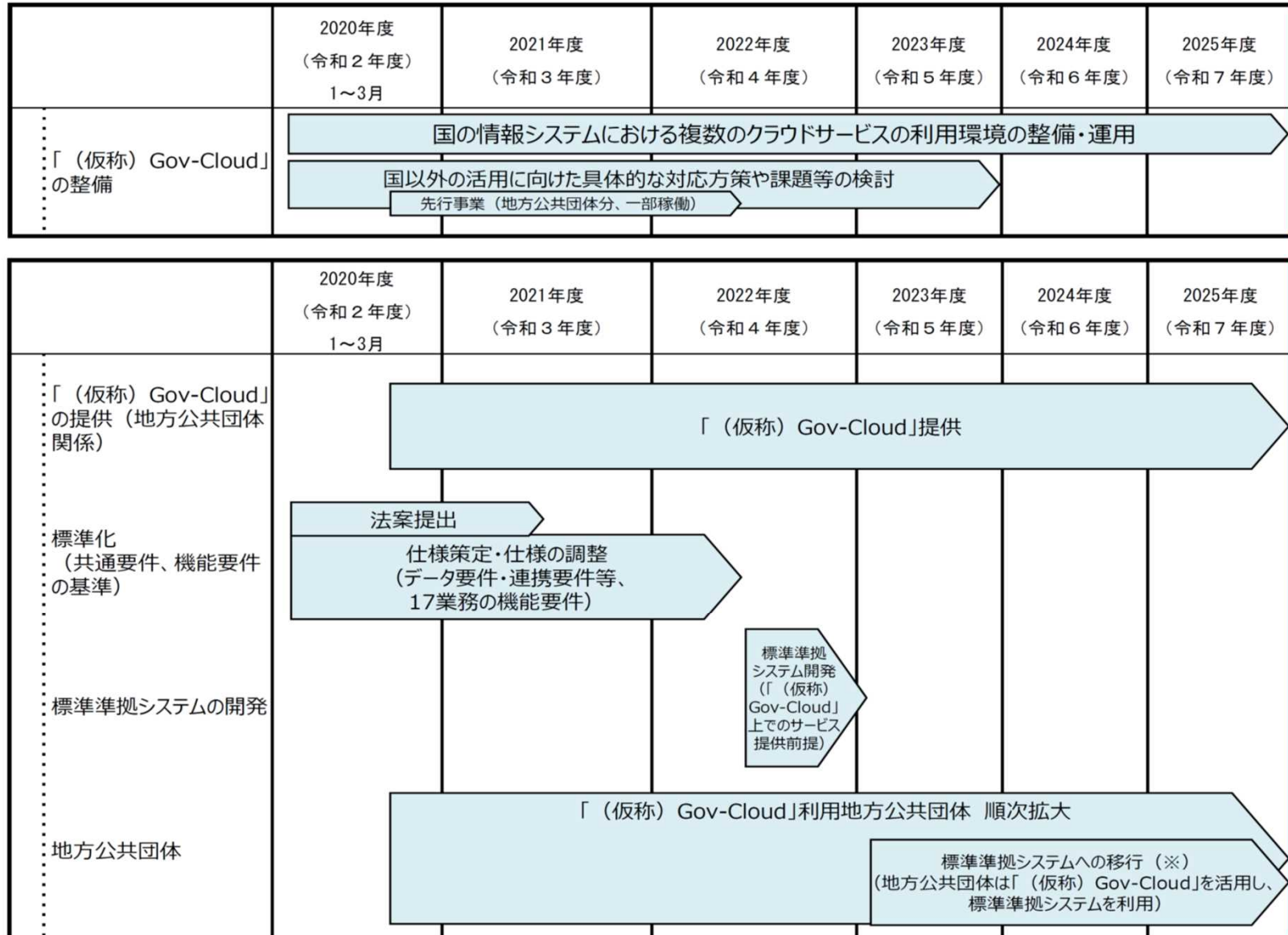
地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対象業務の範囲

- 「地方公共団体の基幹業務システム」とは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムものを指す。
- 具体的には、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指す。
- 加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」において、「標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する。」とされており、今後、地方公共団体の意見を聞く等、手続を進める予定。



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

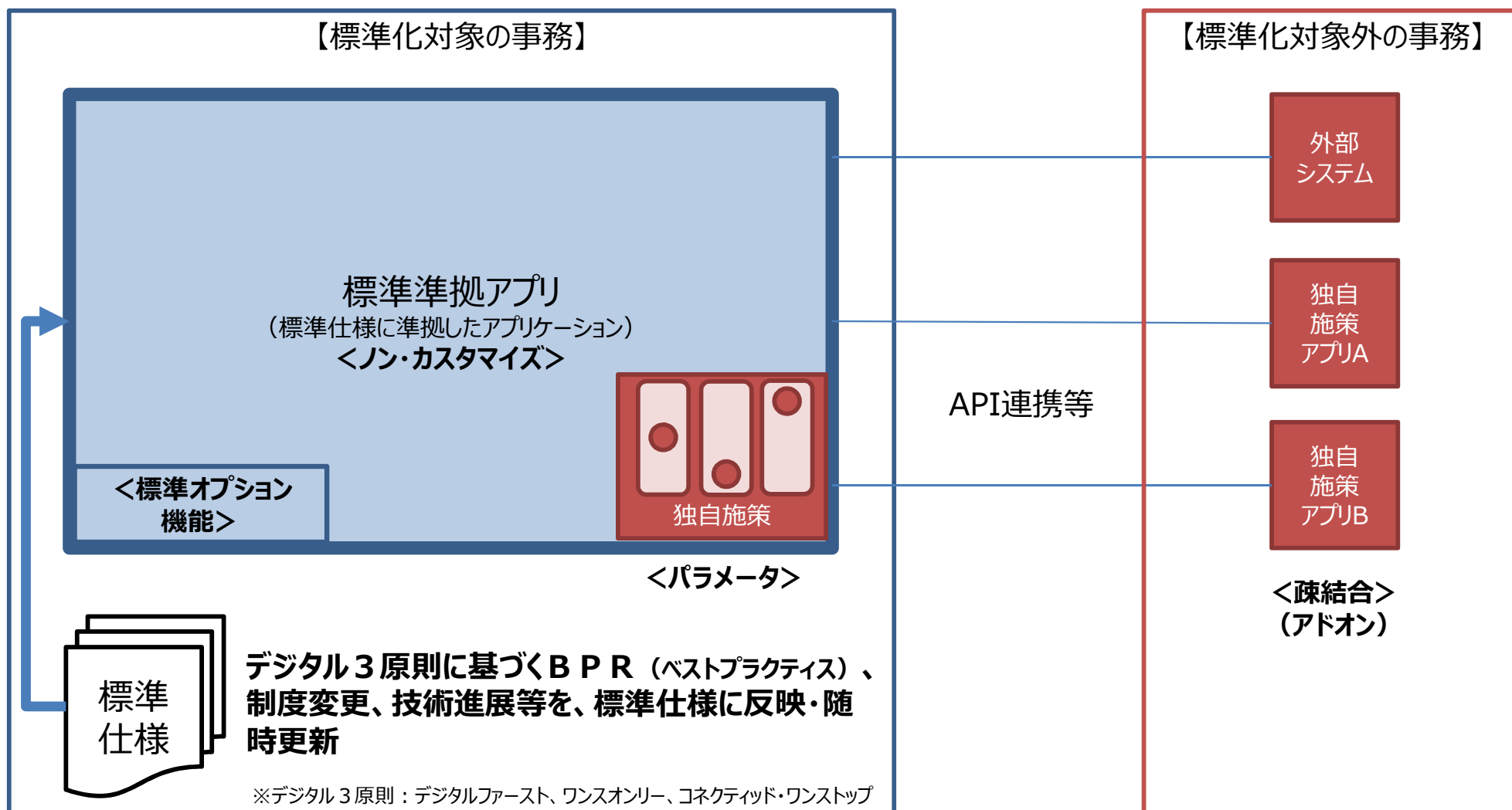
出典：デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

今後の標準仕様の策定スケジュール

2020年度			2021年度								2022年度									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
○住民記録システム			2.0版作成				住民記録・1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				1G・2Gとのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し			自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の改定				
○第1グループ：介護、障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																				
5 標準仕様の案作成			6-1 自治体意見照会		6-2 関係ベンダ意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				第2Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様（各省検討事項）の改定	
○第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援																				
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催													
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理				2-4 主要論点検討				5 標準仕様（各省検討事項）の案の作成 5-1 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映 5-2 自治体の規模による差も検討・調整				6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定			
2-2 主要論点照会(自治体)			3 業務フロー（BPMN）作成						4 機能要件の検討						6-2 関係ベンダ意見照会					
○データ要件・連携要件の標準																				
課題整理 アウトプットイメージの作成				住民記録システムの案の作成				第1Gの案の作成				第2Gの案の作成				案の自治体・関係ベンダ意見照会			標準仕様の決定	

地方自治体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、**標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと（ノン・カスタマイズ）を徹底**すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、**標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携**する。



地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様（1）

I 対象として想定する自治体

(1) 市町村が法令上事務の主体となっている基幹業務

- まずは、中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
- 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。
(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

(2) 都道府県が法令上事務の主体となっている基幹業務

- まずは、実態上、都道府県と市町村とを比べ、実施主体が多い方を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
- 当該標準仕様を踏まえ、実施主体が少ない方を想定して、バージョンアップする。

II 標準化対象の事務の範囲

- 「標準化対象の事務」は、地域情報プラットフォームや中間標準レイアウトにより示された「業務ユニット」において規定している事務（※1）を基本に、地方公共団体が行っている独自施策のうち次の①又は②の対応を行うことにより実現可能なもの（※2）を、加える（※3）。

①標準準拠アプリにパラメータを設定する

②独自施策をパターン化し、標準準拠アプリのオプションとして設定する

※1：「業務ユニット」においては、外部システム（例：住基ネットやマイナポータル等）が提供する事務は対象外と考えられるが、確認は必要。

※2：独自施策であるから安易に標準化対象外の事務とせず、実態をよく調査分析して、共通点やパターン化を行い、標準化対象の事務として標準準拠アプリで対応できないか丁寧に検討する必要がある。

独自施策のうち、関係ベンダがパッケージとして提供しているものは、標準化対象の事務となり得るので、参考となる。

※3：上述の①又は②の対応を行うことにより、実現可能な独自施策ではあるが、当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものは必ずしも標準化対象の事務に加える必要はない。

また、独自施策について標準化対象外の事務とした場合でも、標準準拠システムにアドオンで構築できるようにするものであり、独自施策を妨げるものではない。

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様（2）

II 標準化対象の事務の範囲（続）

【①の例】標準準拠アプリにパラメータを設定する

【制度】

法令により、市町村が5万円の給付を行うとともに、条例で給付額を上乗せできることが規定されている。

【実態】

上乗せ給付は、最大10万円、平均3万円。上乗せしていない団体が2割。

【機能要件】

（実装必須機能）

給付額を5万円に任意の額を上乗せできること。

$$\left(\begin{array}{l} \text{給付額} = 50,000 + X \\ X \text{は、任意に入力可能（6桁、Null可）} \end{array} \right)$$

【②の例】パターン化して、標準アプリのオプションとして設定する

【制度】

法令により、条例の定めるところにより、市町村が地域事業を行うことができることが規定されている。

【実態】

実態を調査分析すると、「施設型」「居宅型」のパターンに分けられる。「施設型」はAを支給、居宅型はBを支給している。

【機能要件】

（実装必須機能）

地域事業の支給実績を管理できること。

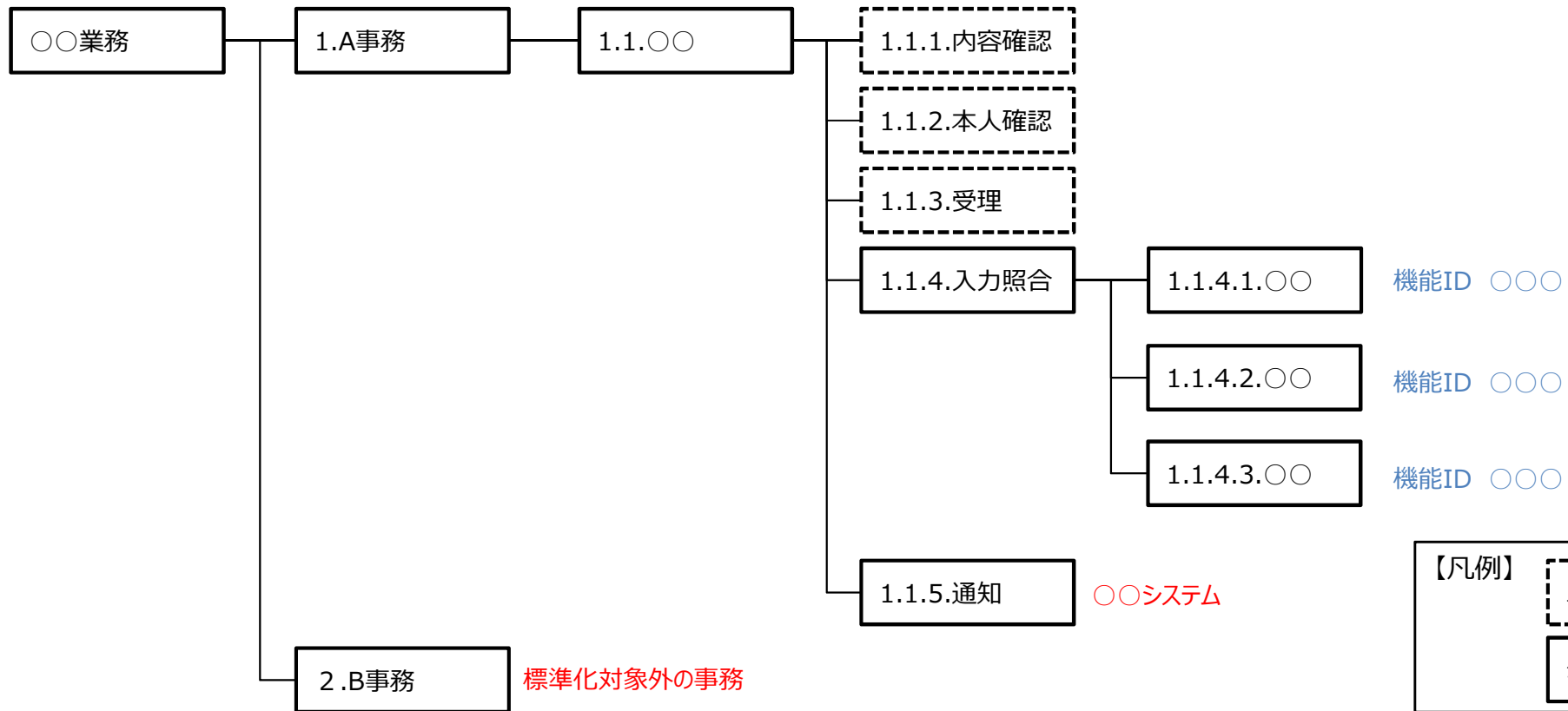
施設型の地域事業を実施した場合はAの支給実績を、居宅型の地域事業を実施した場合はBの支給実績を管理できること。

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様（3）

II 標準化対象の事務の範囲（続）

- 標準化対象の事務と標準化対象外の事務について区別が明確になるように、ツリー図を作成する。
- ツリー図は、業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外の事務を可能な限り列挙する。より下の階層は、業務フローのアクティビティに併せると、今後の標準仕様書のメンテナンスを行いやすい。
- 「標準化対象の事務」については、機能ID（※）を振ることにより、標準化対象の事務であることを明確化させる。
※データ要件の標準等の作業の中で付番を依頼する予定。それまでは、標準仕様書の項番を付番する。
- 「標準化対象外の事務」については、外部システムにおいて提供している事務や作業は当該システム名を記載し、そうでない場合は、「標準化対象外の事務」と明記する。

【例】〇〇業務のツリー図



地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様（４）

Ⅲ 標準化対象の事務の標準の内容

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

- *1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。(参考資料 1 参照)
- *2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。(参考資料 2 参照)
- *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
- *4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。(参考資料 3 参照)

- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)

- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。(参考資料 4 参照)
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。(参考資料 4 参照)

3. 非機能要件(*7)

- 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

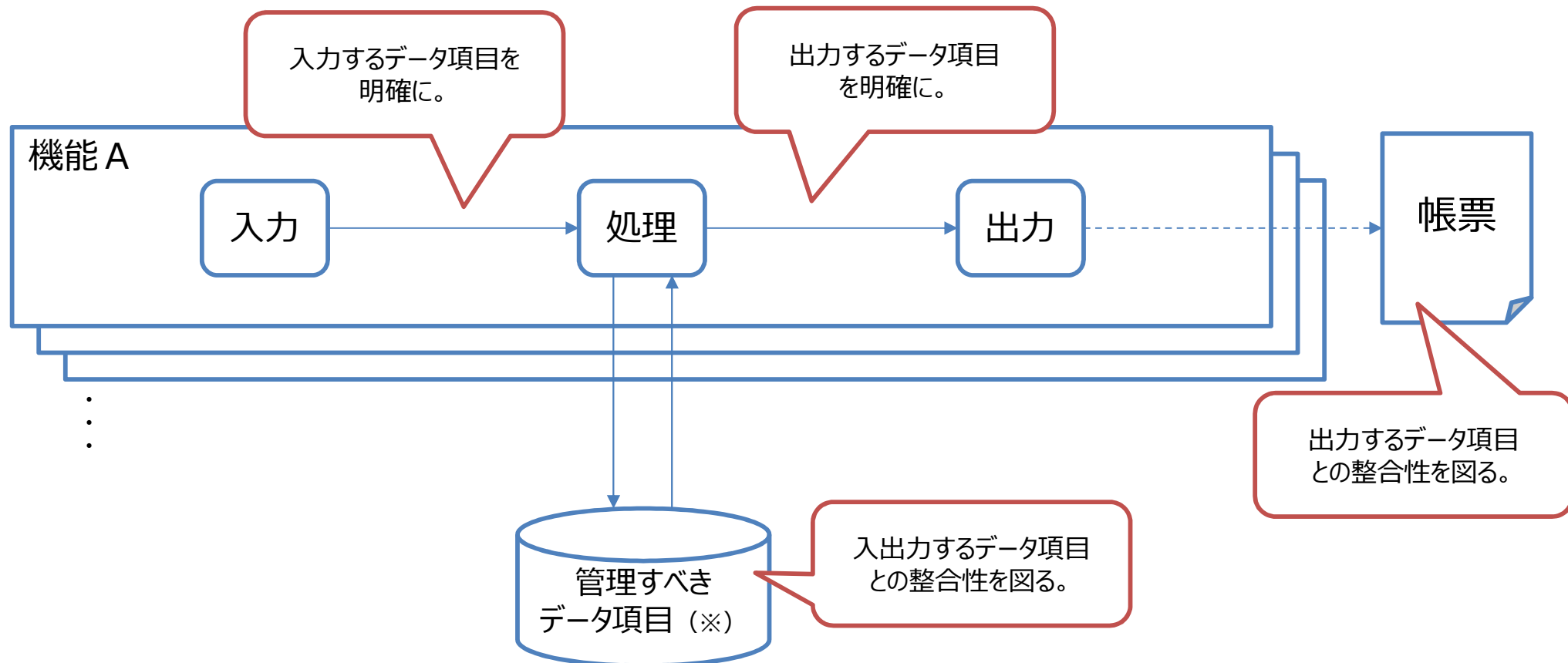
- *7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

各制度所管府省検討事項

共通検討事項

機能要件の明確化

- 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。
- 多くの地方自治体職員等が読むことを踏まえ、より具体的に、誤解のないような表記をしていただきたい。
- 特に、データ要件・連携要件の作業をより効率的に行うため、制度所管府省においては、機能要件の検討段階において、基幹業務システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件との整合を図りながら、入力するデータ・出力するデータ項目を具体化・明確化し、標準仕様書に記載していただきたい。



※機能要件として「データ項目を管理する機能」を規定してもよい。今後、データ要件の標準と整合を図ることになる。

機能要件の「標準オプション機能」

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、実装してもしなくてもよい機能（標準オプション機能）（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。→ 住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：実装してもしなくてもよい機能

（例）オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を実装してもしなくてもよい機能とする。（大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。）

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	— (実装不可)	— (実装不可)	— (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		

A市

B市

C市

原則

標準仕様の範囲

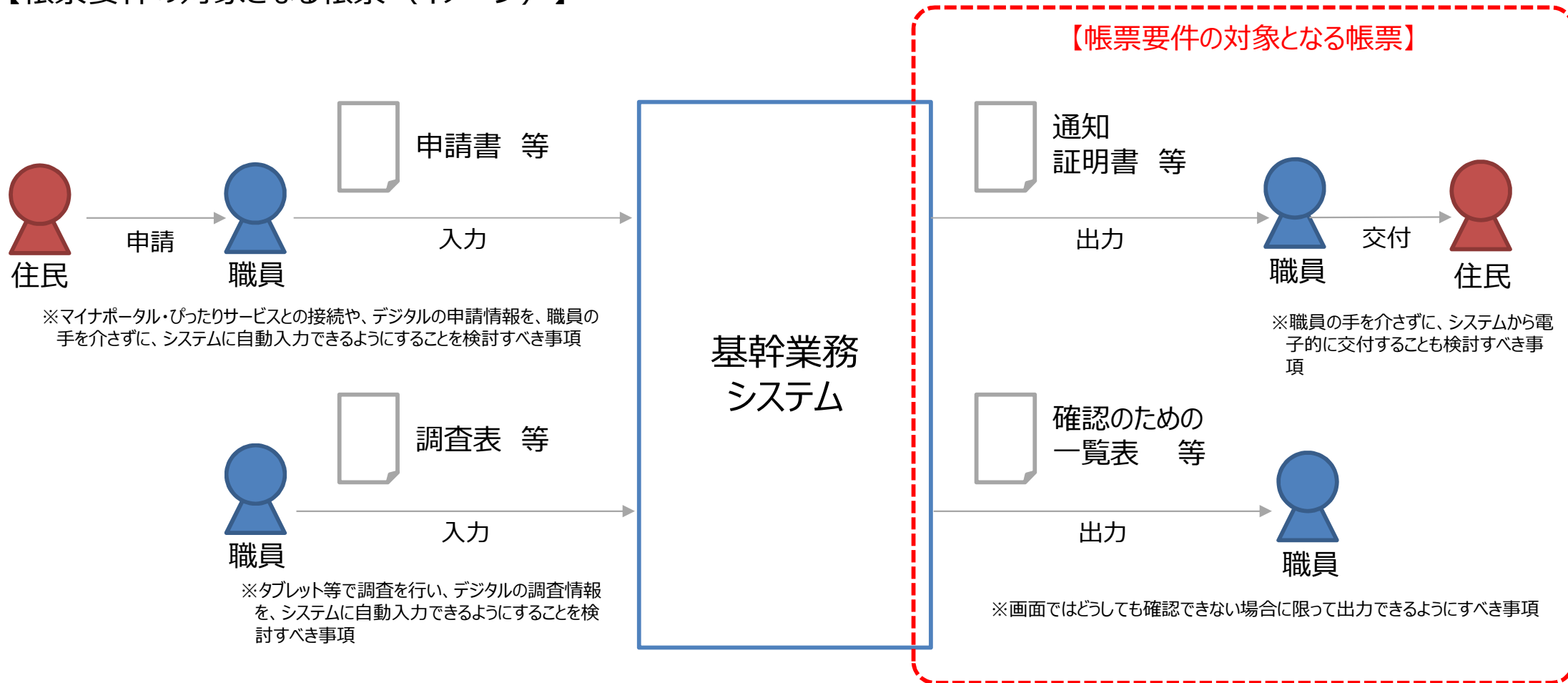
例外

必要最小限度にとどめる

帳票要件の対象となる帳票

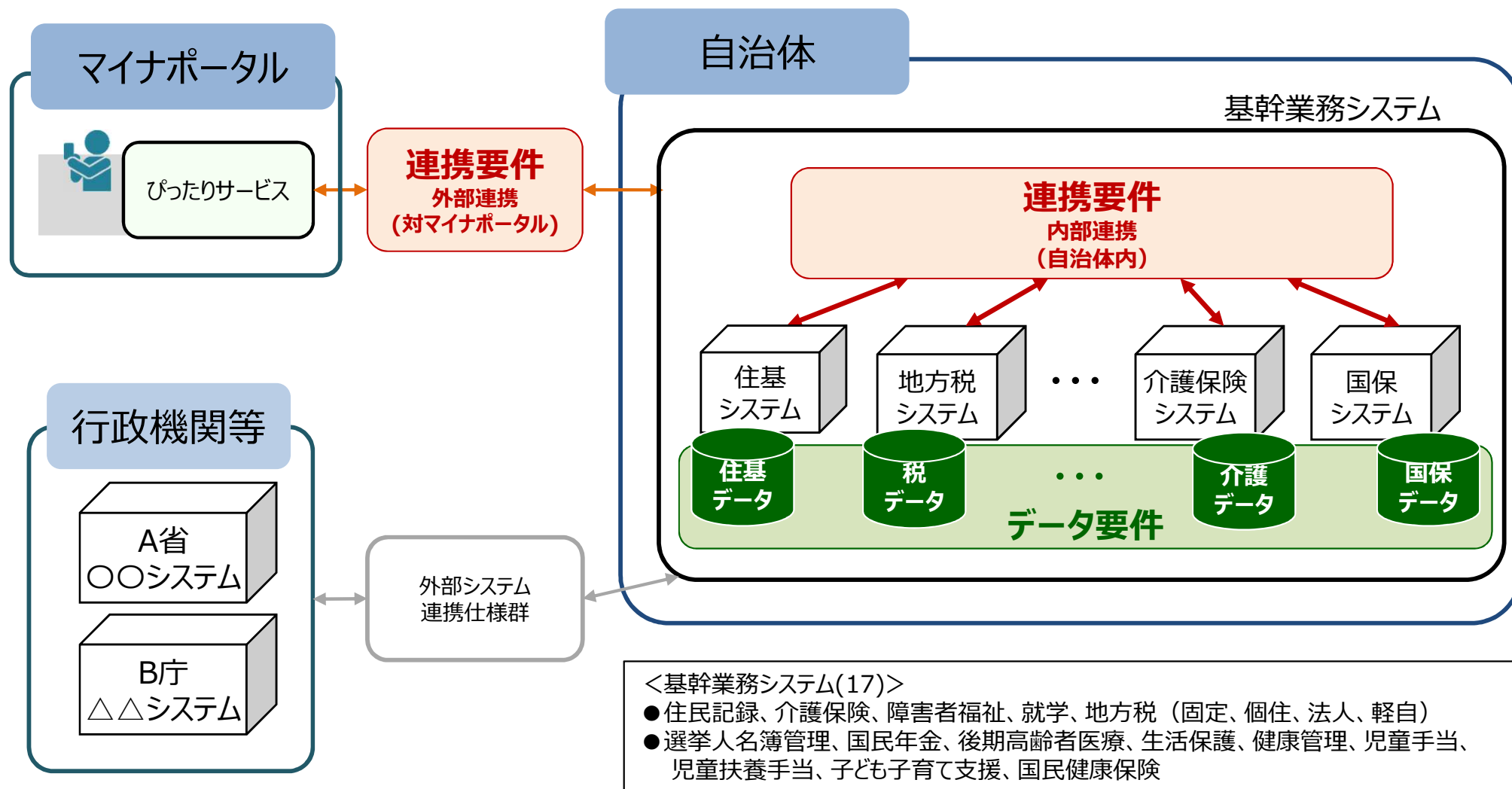
- 帳票要件の対象となる帳票は、システムから出力する帳票・様式であり、主に、住民向けの帳票・様式（通知・証明書等）と、職員向けの帳票・様式（確認のための一覧表等）がある。
- これらの帳票は、既に外部システムからの要求等でカスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準を定める。

【帳票要件の対象となる帳票（イメージ）】



データ要件・連携要件の標準

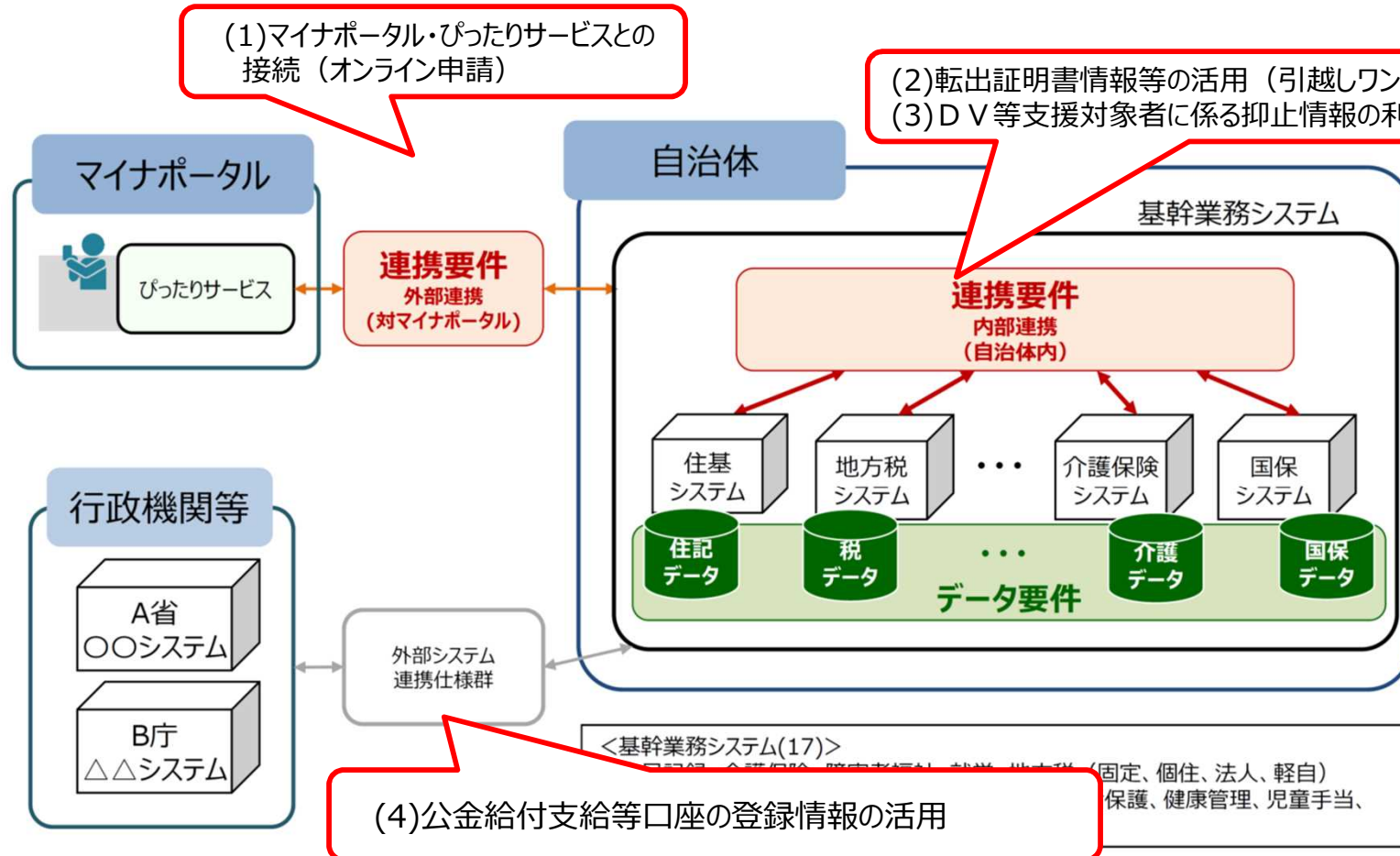
- データ要件：基幹業務システムが管理するデータの項目や定義等の要件（中間標準レイアウトの拡充）
- 連携要件：基幹業務システムが他のシステムに提供するデータの項目や定義、それらの通信方式等の要件（地域情報プラットフォームの拡充）



デジタル3原則に基づくBPRに共通して活用できる仕組みや情報について

○ 各制度所管府省においては、デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点から、次に掲げる仕組みや情報を活用して、機能要件を定めていただきたい。

- (1)マイナポータル・ぴったりサービスとの接続（オンライン申請）
- (2)転出証明書情報等の活用（引越しワンストップ）
- (3)DV等支援対象者に係る抑止情報の利用
- (4)公金給付支給等口座の登録情報の活用



マイナポータルぴったりサービスとの接続

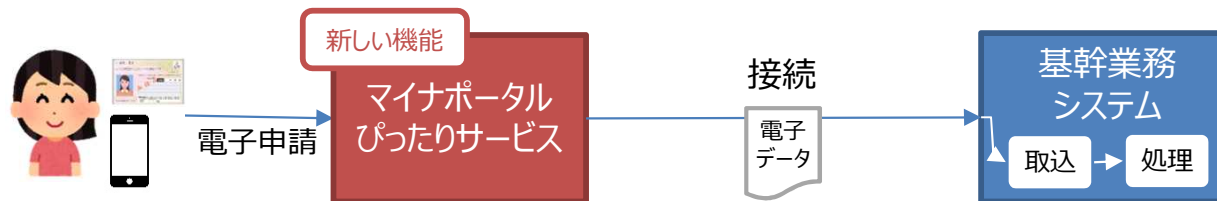
- マイナポータルぴったりサービスと基幹業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。

【デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）（抜粋）】

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要なIF仕様、API仕様、データ仕様等を作成・提供し、自治体のシステムの標準化・共通化において確実に反映させる。

- マイナポータルと基幹業務システムとのガバメントクラウド上での連携については、必要な機能を共通機能としてガバメントクラウド上で提供することを含め、現在検討している。

【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】

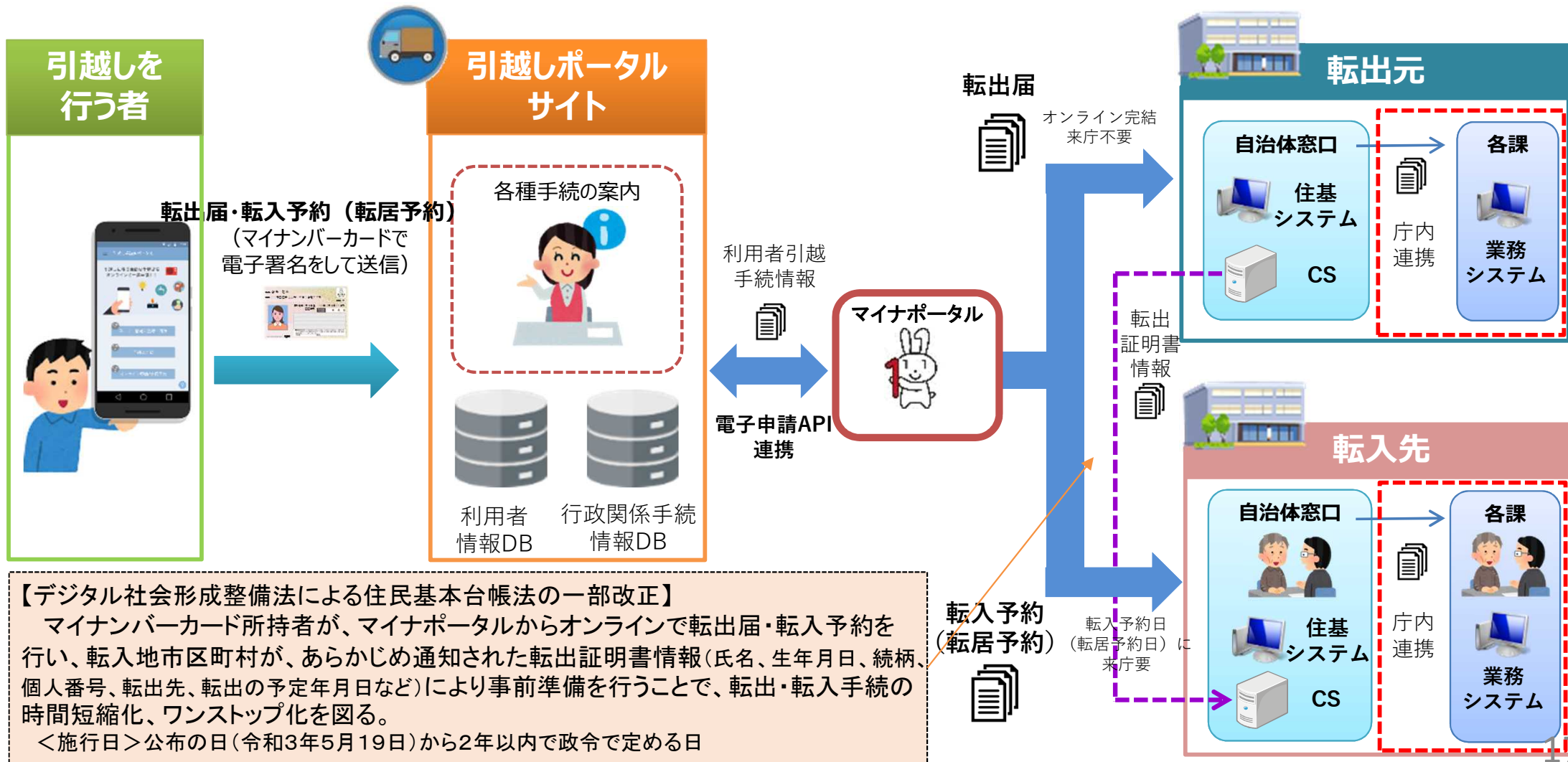


→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- （業務フロー）住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフロー
マイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー（職員がシステムに入力するフローにしない）
- （機能要件）マイナポータルと接続する機能
マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で取り込む機能 等
- （データ要件）マイナポータルに入力されるデータ項目の要件 等
- （連携要件）マイナポータルと接続するためのAPI仕様 等（ガバメントクラウド上での連携を前提）

自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



【デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正】
 マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。
 <施行日> 公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日

転出証明書情報等の活用

- デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法一部改正の趣旨を踏まえ、引越しワンストップ実現の観点から、他の業務システムに転出証明書情報等を連携し、活用することについて、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。
- 特に、各制度所管府省は、業務フローや機能要件の検討のため、措置が必要な手続きを棚卸しし、必要な対応の検討をしていただきたい（具体的には、デジタル庁と相談ください）。

【引越しワンストップの実現（転出証明書情報等の活用）】

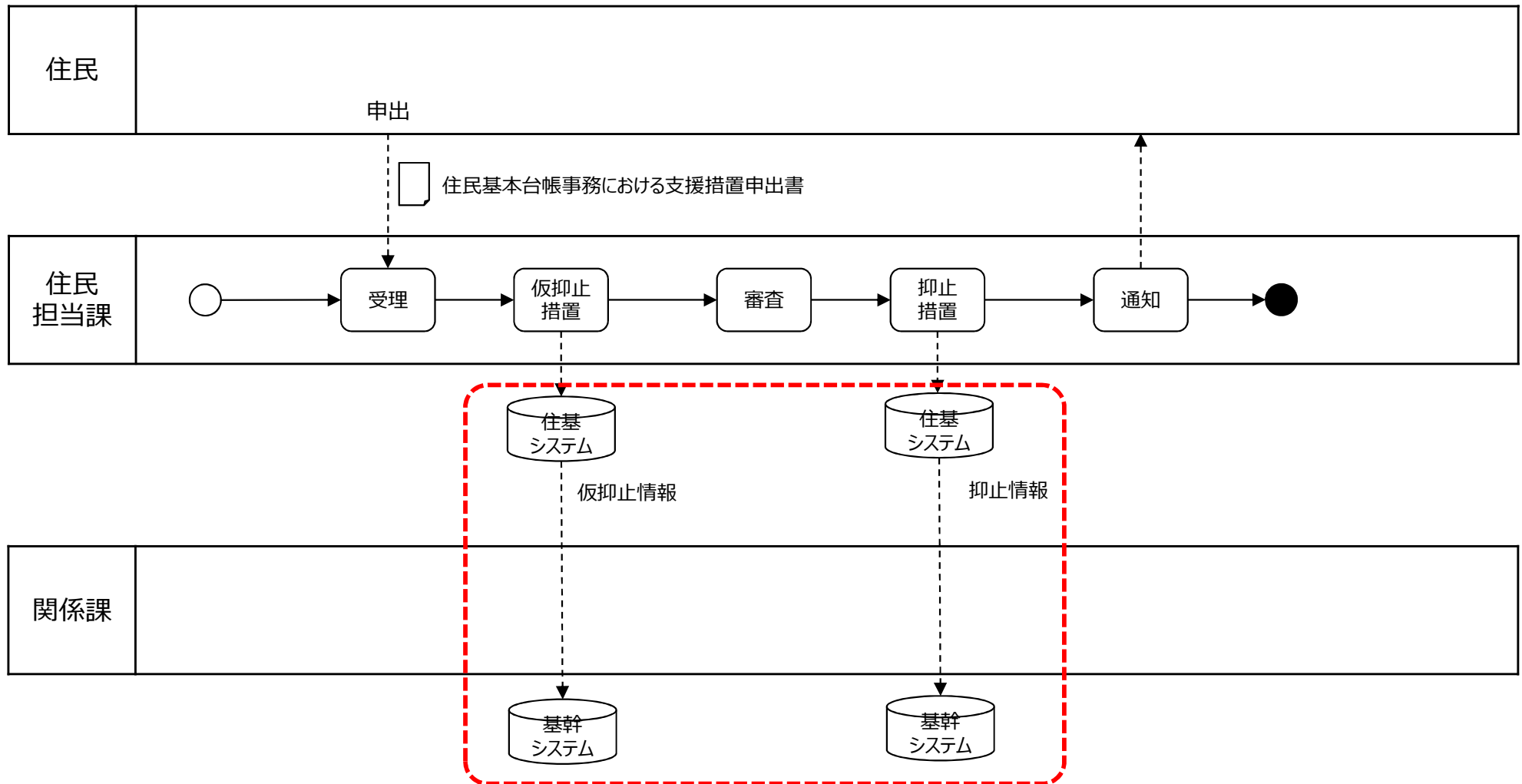
→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- (業務フロー) (1) 住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込み（職員がシステムに入力するフローにしない）、住基以外の転出処理を行うフロー
- (2) 住民が転入する前に、あらかじめ住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込み（職員がシステムに入力するフローにしない）、住基以外の転入準備を行うフロー
- (機能要件) (1) 住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込む機能
- (2) 住民が転入する前に、住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込む機能、当該転出証明書情報を基に、住基以外の分野でも仮登録する機能、転入が確定した場合に確定登録する機能、転入しないことが確定した場合の仮登録をキャンセルする機能 等
- (データ要件) 転出証明書情報に係るデータ項目に加え、仮登録のフラグ
転出者の情報に係るデータ項目 等
- (連携要件) 住民記録システム等との連携 等

DV等支援対象者に係る抑止情報

- DV等支援対象者は本人からの申出に伴い、住民票の写しの交付等が抑止されるよう、交付等の処理の際にエラーを表示（抑止措置）する機能が標準仕様書上で位置づけられている。
- 住民記録システムの標準仕様書において、住民記録システムから他システムに対し、DV等支援対象者に係る抑止設定及び解除の情報（抑止情報）についてデータ連携できるように規定している。

【参考】抑止情報の連携



D V等支援対象者に係る抑止情報を利用した機能要件の検討

- D V等支援対象者に係る抑止情報を利用することについて、D V等支援対象者の保護の観点から、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。各基幹業務システムが行う抑止機能（何に対して、どのように抑止をするのか）については、下記の【参考】を叩き台として、検討をしていただきたい。

【D V等支援対象者に係る抑止情報の利用】

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- （業務フロー） D V等支援対象者に係る抑止情報を利用して行う抑止措置に関するフロー
- （機能要件） 下記参考を参照
- （データ要件） 抑止情報に係るデータ項目等
- （連携要件） 住民記録システムとの連携

【参考】D V等支援対象者に係る抑止機能の要件（※検討の叩き台）

支援対象者への抑止機能

- ・支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる〇〇〇〇〇の交付をしようとする際に、エラーとすることができること。審査の結果、〇〇〇〇〇の交付を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。
- ・支援対象者が含まれる□□□□□の帳票については、支援対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」として出力すること。
- ・支援措置期間は、住民記録システムと同期すること。支援措置期間中に転出した支援対象者について直ちに支援対象外とせず、継続して支援対象者と同等の抑止設定をする機能を備えること。当該機能の終期を設定できること。

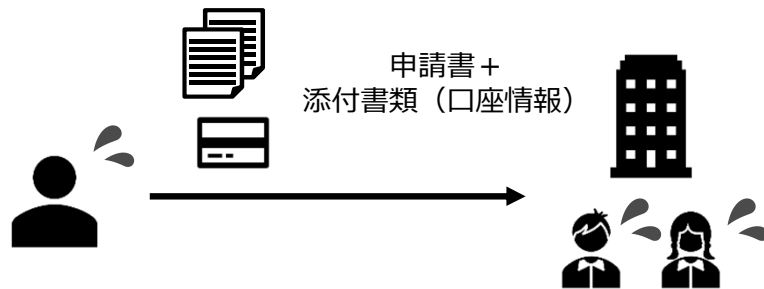
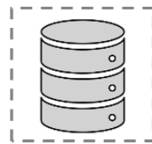
公的給付支給等口座の登録制度について

- 国民は、マイナポータル（デジタル庁）を通じて口座情報登録システムに「公的給付支給等口座」を登録する。
- 行政機関等は、申請者本人からではなく、情報提供ネットワークを使用して、口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得し、国民に給付金を支給する。
- 口座を登録している国民は、給付金の申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。

※口座情報の連携は、緊急時の給付金をはじめ、年金、児童手当、国税の還付などの事務が対象。

Before

預貯金口座情報の登録制度なし
(給付金の申請の都度、口座情報を提出)



国民

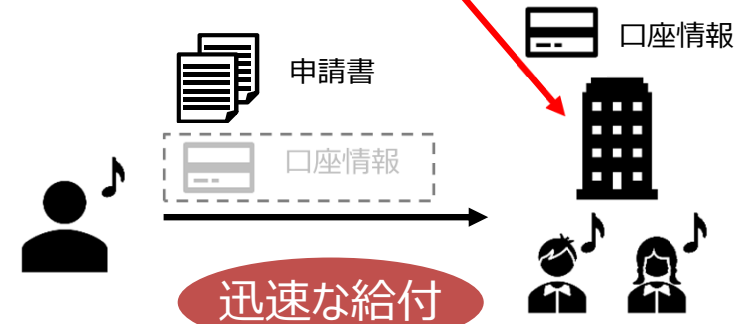
行政機関等

✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出

✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要

After

「公的給付支給等口座」
(国民の意思に基づき1人1口座を国に登録)



国民

行政機関等

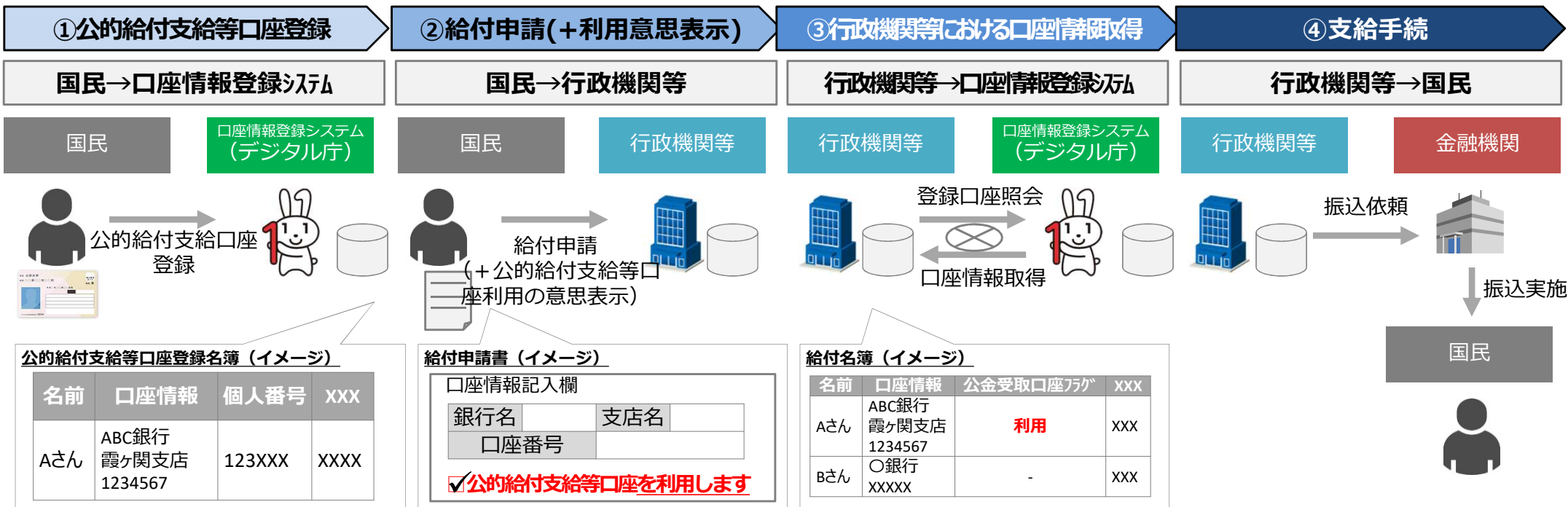
✓ 口座情報の添付書類が不要

✓ 口座情報の確認が不要となり、給付事務が簡素化
✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、振込不能にならない。

公的給付支給等口座の登録情報の活用

○ 公的給付事務を行う各制度所管府省は、公的給付支給等口座の登録情報の活用について、BPRの観点から、各標準仕様に追加していただきたい。

公的給付支給等口座に係る業務フロー（登録 ⇒ 利用 ⇒ 支給）



標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー) 口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得して、給付金の支給を行う業務フロー

(機能要件) 給付金の申請において、公的給付支給等口座の利用の意思を確認する機能
口座情報を口座情報登録システムから取得し、各業務システムの給付名簿等を更新する機能 等

(データ要件) 公的給付支給等口座情報及びその管理フラグ等のデータ項目 等

(連携要件) 情報提供ネットワークシステムと接続するための仕様 等

ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせ、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。
- これに加えて、ガバメントクラウドのうち地方自治体が活用するクラウド環境については、次の事項をはじめセキュリティ対策を適切に講じる予定。
 - ・地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保する。
 - ・地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行う。

【主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他デジタル庁が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

（参考）ISMAPクラウドサービスリスト（2021年9月13日現在）

登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称	法人番号	クラウドサービス事業者の所在地	登録日	登録の更新期間	備考
C21-0001-2	OpenCanvas(jaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	9010601021385	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	2021/03/12	2022/01/31	
C21-0002-2	FUJITSU Hybrid IT Service F3cloud	富士通株式会社	1020001071491	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	2021/03/12	2022/02/28	
C21-0003-2	Apigee Edge	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	2021/05/13 雲明対象範囲（サービス）を変更
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	2021/06/22 雲明対象範囲（リレーション及びサービス）を変更
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.		410 Terry Avenue North Seattle, WA 98109-5210	2021/03/12	2022/03/31	2021/06/22 雲明対象範囲（リレーション及びエッジロケーション）を変更
C21-0009-2	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	7010401022916	東京都港区芝5丁目7番1号	2021/03/12	2022/04/01	
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社	9011101031552	東京都新宿区西新宿3-3-2	2021/03/12	2022/04/18	
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation		2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/06/22	2022/04/30	
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2010401052245	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2010401052245	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G2 / フェデレーテッドポータルサービス	株式会社日立製作所	7010001008844	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0015-2	Cisco Webex	Cisco Systems, Inc.		170 West Tasman Drive, San Jose, California, 95134, U.S.A.	2021/07/30	2022/05/31	
C21-0016-2	クラウドサービス運用機器 cybozu.com 並びに cybozu.com 上で提供する Garoon及び kintone	サイボウズ株式会社	5010001072207	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー2階	2021/09/13	2022/08/15	
C21-0017-2	Box	Box, Inc.		900 Jefferson Ave Redwood City, CA 94063 USA	2021/09/13	2022/10/24	
C21-0018-2	Smart Data Platform サービス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	7010001064648	東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイスウエストタワー	2021/09/13	2022/08/15	
C21-0019-2	Oracle Cloud Infrastructure Platform as a Service	Oracle Corporation		2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/09/13	2022/06/28	
C21-0020-2	Oracle Exadata Cloud@Customer	Oracle Corporation		2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/09/13	2022/06/28	

地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

【その4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

ガバメントクラウド先行事業(地方自治体の基幹業務システム)について

- 市町村が、ガバメントクラウドに構築する基幹業務システムを、安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施。

1. 対象市町村

- ・検証に協力していただける市町村

2. 対象とする業務システム

- ・基幹業務等のシステム

3. 先行事業の内容

- ・ガバメントクラウドのテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務等システム又は市町村が導入を希望する基幹業務等システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドを利用できることを検証。
- ・具体的には、次の3点
 - (a)標準非機能要件の検証
 - (b)標準準拠システムの移行方法の検証
 - (c)投資対効果の検証
- ・検証後に、データをリフトし、本番環境に移行する。
- ・検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働させる。

4. これまでの経緯等

令和3年6月4日(金) 先行事業公募開始

8月10日(火) 先行事業計画提出締切(52件)

10月26日(火) 採択団体決定(8件) & クラウド事業者決定

11月中旬～ 検証事業開始

ガバメントクラウド先行事業（地方自治体の基幹業務システム） 採択団体一覧

応募のあった52件の中から、8件について下記の点について評価し、採択をしました。

#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	評価した点
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い 住基および共通基盤 がリフト対象。他の 大規模団体へのモデル となりうる。
2	倉敷市（高松市、松山市と共同提案）	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること（ 構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査 ）が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、 現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証 を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システム をリフトに加え、マネージド型の PaaSサービス 及びクラウドが提供する テンプレート機能を積極利用 し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システム をリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に 県域WANを共同利用 する接続検証を実施。 既存のインフラを活用した移行のモデル となりうる。
7	美里町（川島町と共同提案）	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、 複数の方式 を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、 他団体が移行方法を検討する際のモデル となりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの 安価に接続できることができる回線のあり方を検証 。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

※採択団体の応募資料は、デジタル庁Webサイトに掲載します。

ガバメントクラウド対象クラウド サービス一覧

クラウドサービス名

Amazon Web Services

Google Cloud Platform

【抜粋】

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供
－令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁WEBサイト構築業務－
の公募結果について（令和3年10月26日）

デジタル庁の役割（地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化）

- デジタル庁は、国、地方自治体、準公共分野の民間事業者の情報システムの整備・管理方針を策定する観点から、次の事務を行う。

1. 標準仕様書を策定する制度所管府省（※）の支援

※総務省、法務省、厚労省、文科省、内閣府

- 関係府省会議（8月・2月に開催）の開催等により、デジタル3原則に基づくBPRに伴う見直しを標準仕様書に反映等を要請

2. データ要件・連携要件の標準の策定

- 約4万2千件（※）のデータ項目を整理

※18業務の中間標準レイアウトのデータ項目数

3. ガバメントクラウドの活用の推進

- 令和3年度・4年度に「先行事業」を実施し、地方自治体が安心してガバメントクラウドを活用していただけるように、企画立案・推進

デジタル庁ウェブサイト（地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化）

○デジタル庁ウェブサイトにおいて、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に係る情報等を掲載。

デジタル庁ウェブサイト（ホーム） > 政策 > 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

デジタル庁

ホーム

活動・施策を知る
声を届ける

新型コロナウイルス接種証明書を取得
できます。

[新型コロナウイルス接種証明書アプリ](#)

海外から日本への入国時の手続きに必要な情報を、事前にオンラインで入力できます。

[Visit Japan Webサービス](#)

トピックス

会議等
トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（第2回）を開催しました

2021年12月13日に開催したトラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（第2回）の議事次第及び資料を掲載しました。

2021年12月13日

公金受取口座登録制度
公金受取口座登録制度の紹介ページを掲載しました

給付金等の受取口座を予め登録しておくことができる。公金受取口座登録制度の紹介ページを掲載しました。登録が可能となる時期については、後ほどお知らせいたします。

お問い合わせ

注目のトピック
マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートしました

[サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#)
[ウェブアクセシビリティ](#)
[Cookieポリシー](#) [SNS](#)
[ご意見・ご要望](#) [サイトマップ](#)

[Global Site](#)
[プレスルーム](#)

デジタル庁

[ホーム](#) > [政策](#)

政策

政策分野

誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、各分野において取組を進めています。主な分野の取組状況は以下のとおりです。

術を採用し、各府省庁の環境の統合を順次進めることで、行政機関の生産性やセキュリティの向上を図ります。

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

地方公共団体が、基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーションの中から自らに適したものを効率的かつ効果的に選択することが可能となる環境を整備します。

地方自治体の基幹業務等システムの統一・標準化

サイバーセキュリティ

政府全体として、国民目線に立った利便性の向上の徹底とサイバーセキュリティの確保の両立の観点から、情報システムの設計・開発段階を含めたセキュリティの強化を図ります。

[サイバーセキュリティ](#)

デジタル庁

[ホーム](#) > [政策](#) > 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

関連資料

(1) 制度所管府省の支援

- 検討すべき点について
[地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について（令和2年2月作成、令和2年9月改訂、令和3年1月改訂、令和3年9月改訂）（PDF/1,771KB）](#)
- 業務フローについて
[地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様における業務フローについて（令和2年5月作成、令和3年1月改訂、令和3年9月改訂）（PDF/495KB）](#)
- 標準の定め方について
[地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様における機能要件の標準の定め方について（令和2年2月作成、令和3年9月改訂）（PDF/805KB）](#)
[地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様における帳票要件の標準について（令和3年8月作成、令和3年9月改訂）（PDF/208KB）](#)

(2) 共通事項の整備

- ガバメントクラウドの活用について
[地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）（令和3年1月作成、令和3年9月改訂）（PDF/1,259KB）](#)
- 標準非機能要件
[地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準について（概要）（令和2年9月）（PDF/1,314KB）](#)
[地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準について（本体）（令和2年9月）（PDF/492KB）](#)
- データ要件・連携要件
[地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様におけるデータ要件・連携要件の標準のアウトプットイメージについて（令和3年7月作成、令和3年9月改訂）（PDF/668KB）](#)

デジタル改革共創プラットフォーム

○地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に係る自治体のみなさんとの対話を、「デジタル改革共創プラットフォーム」において実施しています。

デジタル庁ウェブサイト（ホーム） > 声を届ける > 「デジタル改革共創プラットフォーム」が始まります

デジタル庁

ホーム

活動・施策を知る

声を届ける

新型コロナウイルス接種証明書をアプリで取得できます。

新型コロナウイルス接種証明書アプリ

海外から日本への入国時の手続きに必要な情報を、事前にオンラインで入力できます。

Visit Japan Webサービス

組織情報

政策

会議等

法令

採用

資料

申請・届出

調達情報

お知らせ

注目のトピック

マイナンバーカードの健康保険利用の本格運用がスタートしました

サイトポリシー プライバシーポリシー フェアークオリティポリシー コミュニティポリシー 防災 ご意見・ご要望 サイトマップ

Global Site

プレスルーム

トピックス

会議等

トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（第2回）を開催しました

2021年12月13日に開催したトラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（第2回）の議事次第及び資料を掲載しました。

2021年12月13日

公金受取口座登録制度

公金受取口座登録制度の紹介ページを掲載しました

給付金等の受取口座を予め登録しておくことができる。公金受取口座登録制度の紹介ページを掲載しました。登録が可能となる時期については、後継り次第お知らせしていきます。

声を届ける

デジタル社会のかたちやデジタル改革の進め方等について、幅広い国民の皆様からご意見やアイデアを募集しています。

声を届ける

声を届ける

データ戦略へのご意見をお寄せください（第2回）

デジタル庁では、データ戦略へのご意見をデジタル庁アイデアボックスにて募集します。

2021年12月3日

声を届ける

自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」が始まります

政府と自治体職員との対話の場である、自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」の運用を開始します。

2021年11月10日

自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」が始まります

自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」について

- ・ 利用サービス： Slack
- ・ 登録方法：登録マニュアルをご確認の上、登録フォーム（外部サイト）より利用登録をお願いいたします。
[自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」登録マニュアル（PDF/2,569KB）](#)

自治体職員×政府機関職員 | デジタル改革共創PFへの招待申請フォーム

（2021.11.10版）自治体職員×政府機関職員 | デジタル改革共創PFへの招待申請フォームです。ご利用希望者は以下をご入力の上、ご送信ください。本申請から招待メールの到着まで1～4週間程度を要します。あらかじめご了承下さい。

原則としてインターネット側からのメールが受信可能なlg.jpもしくはgo.jpドメインのメールアドレスでの申請をお願いしておりますが、それ以外のメールアドレスでの申請を希望される方は以下の専用フォームへアクセスください。

<https://forms.office.com/r/55qhzg4dm2>
※LGWANでの対応については現在、調整中でございます。

* 必須

1. メールアドレスをご入力下さい。 *
- ・ lg.jpもしくはgo.jpドメインのメールアドレスを入力ください。

回答を入力してください

2. ご所属先の区分をご回答ください。 *

- 自治体職員
- 政府機関職員

送信